

西宮市屋外広告物条例及び西宮市屋外広告物条例施行規則に基づく市長が指定する区域等

西宮市告示甲第 809 号(西宮市屋外広告物条例及び西宮市屋外広告物条例施行規則に基づく市長が指定する区域等)の一部を次のように改正し、令和2年3月1日から施行する。

令和2年2月 28 日

西宮市長 石井 登志郎

2 条例第 10 条第1項第 15 号の規定により市長が指定する区域並びに規則別表第1第1種禁止地域の項 12 及び第3種禁止地域の項1の規定により市長が指定する区域(道路、鉄道等の区域)

(1) 高速自動車国道、自動車専用道路(未供用区間を除く。)

番号	条例による指定区域			規則による指定区域		
	道路名	始点	終点	禁止地域		許可地域
				区分	区域	区域
1	中国縦貫自動車道(中国自動車道)	宝塚市境	神戸市境	第1種禁止地域	路端から1,000メートル以内の区域(用途地域で路端から200メートルを超え1,000メートル以内の区域を除く。)	用途地域で路端から200メートルを超え1,000メートル以内の区域
2	中央自動車道西宮線(名神高速道路)	西宮市今津水波町地内西宮インターチェンジ	尼崎市境	第3種禁止地域	路端から200メートル以内の区域	
3	阪神高速道路3号神戸線	芦屋市境	尼崎市境	第3種禁止地域	路端から50メートル以内で、道路の路面高から高さ15メートルまでの空間	
4	阪神高速道路5号湾岸線	芦屋市境	尼崎市境	第3種禁止地域	路端から200メートル以内の区域	

(2) 一般国道等(未供用区間を除く。)

番号	条例による指定区域			規則による指定区域		
	道路名	始点	終点	禁止地域		許可地域
				区分	区域	区域
1	芦有ドライブウェイ	芦屋市境	神戸市境	第1種禁止地域	路端から1,000メートル以内の区域	
2	県道大沢西宮線	西宮市山口町船坂字上ノ垣内595-3	社家郷山大橋	第1種禁止地域	路端から1,000メートル以内の区域(用途地域で路端から200メートルを超え1,000メートル以内の区域を除く。)	用途地域で路端から200メートルを超え1,000メートル以内の区域
3	県道鳥脇宝塚停車場線(県道塩瀬・宝塚線)	宝塚市境	西宮市塩瀬町一般国道176号との交点	第3種禁止地域	路端から100メートル以内の区域(用途地域の区域を除く。)	路端から1,000メートル以内の区域(禁止地域の区域を除く。)

(3) 新幹線(駅構内を除く。)

番号	条例による指定区域			規則による指定区域		
	道路名	始点	終点	禁止地域		許可地域
				区分	区域	区域
1	西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線	尼崎市境	宝塚市境	第1種禁止地域	路端から1,000メートル以内の区域(用途地域の区域を除く。)	用途地域で路端から1,000メートル以内の区域

(4) 一般鉄道等(駅構内を除く。)

番号	条例による指定区域			規則による指定区域		
	道路名	始点	終点	禁止地域		許可地域
				区分	区域	区域
1	西日本旅客鉄道株式会社福知山線	宝塚市境	宝塚市境	第3種禁止地域	路端から100メートル以内の区域(用途地域の区域を除く。)	路端から1,000メートル以内の区域(禁止地域の区域を除く。)

2	西日本旅客鉄道株式会社東海道本線	尼崎市境	芦屋市境			路端から 100 メートル以内の区域
3	阪急電鉄株式会社神戸線	尼崎市境	芦屋市境			路端から 100 メートル以内の区域
4	阪急電鉄株式会社今津線	今津駅	宝塚市境			路端から 100 メートル以内の区域
5	阪神電気鉄道株式会社本線	尼崎市境	芦屋市境			路端から 100 メートル以内の区域

5 条例第 16 条第 3 項第 4 号の規定により市長が指定する区域(禁止地域のうち、案内誘導のための広告物等を表示し、又は設置することができる区域)

条例第 10 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで、第 8 号、第 9 号及び第 14 号から第 20 号までに掲げる地域又は場所(ただし、景観規則別表第 2 に規定する苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区を除く)

6 規則別表第 2 の (5) のエの (ア) の規定により市長が指定する区域(特定区域)

(1) 高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道等

番号	道路名	区間		区域
		始点	終点	
1	中国縦貫自動車道(中国自動車道)	宝塚市境	神戸市境	用途地域で路端から 200 メートルを超え 1,000 メートル以内の区域
2	県道大沢西宮線	西宮市山口町船坂 字上ノ垣 内 595-3	社家郷山 大橋	用途地域で路端から 200 メートルを超え 1,000 メートル以内の区域

(2) 新幹線

2 の (3) で指定した許可地域等のうち、路端から 200 メートル以内の区域

(3) 一般鉄道等

2 の (4) で指定した許可地域等のうち、路端から 100 メートル以内の区域

(4) 河川(宝塚市・尼崎市を除く。)

7 実施日 令和 2 年 3 月 1 日